

# 香 取 市 地 域 防 災 計 画

## 令和7年度改訂

### 第 4 編 大 規 模 事 故 等 編



# 目 次

<b>第1章 総則</b> .....	<b>大-1-1</b>
第1節 基本方針.....	大-1-1
1 計画の目的.....	大-1-1
2 火災及び交通の主な概要.....	大-1-1
第2節 活動体制.....	大-1-3
1 配備基準.....	大-1-3
2 配備体制の決定者.....	大-1-4
3 災害対策本部の組織及び運営.....	大-1-4
4 職員の動員.....	大-1-4
<b>第2章 大規模事故等対策計画</b> .....	<b>大-2-1</b>
第1節 大規模火災対策計画.....	大-2-1
1 基本方針.....	大-2-1
2 予防計画.....	大-2-1
3 応急対策計画.....	大-2-3
第2節 林野火災対策計画.....	大-2-5
1 基本方針.....	大-2-5
2 予防計画.....	大-2-5
3 応急対策計画.....	大-2-5
第3節 危険物等災害対策計画.....	大-2-7
1 危険物（消防法）.....	大-2-7
2 高圧ガス.....	大-2-9
3 火薬類.....	大-2-11
4 毒物劇物.....	大-2-12
第4節 航空機災害対策計画.....	大-2-14
1 基本方針.....	大-2-14
2 予防計画.....	大-2-14
3 応急対策計画.....	大-2-14
第5節 鉄道災害対策計画.....	大-2-20
1 予防計画.....	大-2-20
2 応急・復旧計画.....	大-2-20
第6節 道路災害対策計画.....	大-2-22
1 基本方針.....	大-2-22
2 道路構造物の被災による多数の死傷者の発生に対処するための計画.....	大-2-22
3 危険物等を積載する車両の事故等による危険物の流出に対処するための計画.....	大-2-24
第7節 大規模停電災害対策計画.....	大-2-26
1 基本方針.....	大-2-26

2	予防計画.....	大-2-26
3	応急対策計画.....	大-2-27
第8節	放射性物質災害対策計画.....	大-2-30
1	基本方針.....	大-2-30
2	放射性物質事故の想定.....	大-2-30
3	放射性物質事故予防対策.....	大-2-31
4	放射性物質事故応急対策.....	大-2-31
第9節	火山噴火災害対策計画.....	大-2-36
1	基本方針.....	大-2-36
2	噴火の想定.....	大-2-36
3	降灰の応急対策.....	大-2-36
4	復旧計画.....	大-2-37

# 第1章 総則

## 第1節 基本方針

### 1 計画の目的

本市は、成田国際空港に近接していることから、航空機事故の危険性がある。さらには都市化の進展、森林面積が大きいこと、産業の高度化等により、大規模火災、林野火災、危険物事故、鉄道事故、道路事故等大規模な事故災害のおそれがある。

こうした大規模事故災害に対応するとともに、事故の特殊性及び影響が甚大な放射性物質事故及び火山噴火災害に対応するため、これらの対策について定める。

さらに、令和元年9月9日に本市を襲った台風15号では、市内のほぼ全域で停電が発生し、一部の地域では長期化するなど、市民の日常生活に大きな影響を及ぼした。

このため、新たに大規模停電災害対策計画について定め、今後の防災対応に生かしていくこととする。

この計画は、それぞれの事故災害に特有の基本方針、予防計画、応急対策計画について定めたものである。この計画に定められていないものについては、風水害等編の規定に準ずるものとする。

また、復旧対策については、それぞれの事故の原因者が実施するものとするが、それにより対応できない場合は、風水害等編の災害復旧計画に準ずるものとする。

### 2 火災及び交通の主な概要

#### (1) 火災

令和6年中の総出火件数は46件で火災種類別にみると、建物火災が39%、車両火災が11%、林野火災が7%等となっており、損害額は163,981千円であった。

#### (2) 交通

##### ア 道路

本市の道路網は、国道51号、国道356号を骨格に主要地方道の大栄栗源干潟線、成田小見川鹿島港線、佐原山田線、旭小見川線、佐原八日市場線、佐原椿海線により形成されている。

これらの道路網は、佐原駅周辺、小見川駅周辺から放射状のネットワークとなっているため、市街地に通過交通が集中し、交通渋滞が発生している。

また、骨格となる幹線道路やこれらの道路を連絡する補助幹線道路においては、幅員の狭い区間や見通しの悪い区間等があり、その改善による交通安全の向上が課題となっている。

##### イ 鉄道

市内には、東京・千葉方面を結ぶJR成田線と茨城県鹿嶋市・水戸方面とを結ぶJR鹿島線が走っており、大戸駅、佐原駅、香取駅、水郷駅、小見川駅、十二橋駅の6つの駅が立地する。JR成田線を利用して東京まで約85分、成田まで約30分であることから、市民の通勤・通学や買い物等日常生活を営む上で欠かすことのできない交

通手段となっている。

#### ウ 空港

隣接している成田市には、昭和 53 年 5 月に開港した成田国際空港がある。本空港は世界と日本を結ぶ空の表玄関として、世界有数の旅客数及び取扱貨物量を誇るなど、わが国の社会、経済、文化の発展に大きく貢献している。

## 第2節 活動体制

### 1 配備基準

災害の種類	警戒配備 【警戒本部の設置】	非常配備 【災害対策本部の設置】
大規模火災	大規模火災により災害の発生又は発生が予想される場合で、市長が必要と認めたとき。	大規模火災により重大な災害が発生し、市長が必要と認めたとき。
林野火災	林野火災により災害の発生又は発生が予想される場合で、市長が必要と認めたとき。	林野火災により重大な災害が発生し、市長が必要と認めたとき。
危険物等災害	危険物等事故により災害の発生又は発生が予想される場合で、市長が必要と認めたとき。	危険物等事故により重大な災害が発生し、市長が必要と認めたとき。
航空機災害	航空機事故により災害の発生又は発生が予想される場合で、市長が必要と認めたとき。	航空機事故により重大な災害が発生し、市長が必要と認めたとき。
鉄道災害	鉄道事故により災害の発生又は発生が予想される場合で、市長が必要と認めたとき。	鉄道事故により重大な災害が発生し、市長が必要と認めたとき。
道路災害	道路事故により災害の発生又は発生が予想される場合で、市長が必要と認めたとき。	道路事故により重大な災害が発生し、市長が必要と認めたとき。
大規模停電災害	全市的な停電で、数時間程度で復旧が見込まれる場合で、市長が必要と認めたとき。	全市的な停電で、復旧に1日以上要すると見込まれる場合で、市長が必要と認めたとき。
放射性物質災害	放射性物質事故により被害の発生又は発生が予想される場合で、市長が必要と認めたとき。	放射性物質事故により重大な被害が発生し、市長が必要と認めたとき。
火山噴火災害	火山噴火により被害の発生又は発生が予想される場合で、市長が必要と認めたとき。	火山噴火により重大な被害が発生し、市長が必要と認めたとき。

## 2 配備体制の決定者

交通や通信の途絶により、意思決定者に連絡不能状態となるといった最悪のケースも想定し、速やかな意思決定ができるよう、災害対策本部の設置決定者及び代決者は、次のとおりとする。

区 分	決定者	代決者	
		1 位	2 位
災害対策本部	市 長	副市長	総務部長

## 3 災害対策本部の組織及び運営

「風水害等編 第3章 第1節2(6) 災害対策本部の組織構成」及び同「(7) 災害対策本部 本部会議の設置・運営」に準ずる。

## 4 職員の動員

「風水害等編 第3章 第1節2(6) 災害対策本部の組織構成」及び「同(7) 災害対策本部 本部会議の設置・運営」に準ずる。

## 第2章 大規模事故等対策計画

### 第1節 大規模火災対策計画

#### 1 基本方針

大規模な火事による多数の死傷者等の発生といった大規模な火事災害に対する対策について定める。

#### 2 予防計画

##### (1) 建築物不燃化の促進

###### ア 建築物の防火規制

市は、市街地における延焼防止を次により促進する。

(ア) 建築物が密集し、火災により多くの被害を生じるおそれのある地域においては、準防火地域の指定を行い、耐火建築物又は防火建築物の建築を促進する。

(イ) 準防火地域以外の市街地における延焼の防止を図るため、建築基準法第22条の規定による屋根不燃区域の指定を行い、木造建築物の屋根の不燃措置及び外壁の延焼防止措置を指導する。

###### イ 都市防災不燃化促進事業

大規模火災から市民の生命、身体及び財産を守るため、避難地、避難路、延焼遮断帯の周辺等の一定範囲の建築物の不燃化を促進する。

##### (2) 防災空間の整備・拡大

ア 都市公園は、市民のレクリエーション、スポーツ等の場としての機能のほかに、災害時における避難場所あるいは延焼を防止するためのオープンスペースとして防災上の役割も非常に高い。

市は、防災都市づくりの一環として計画的な公園整備を進めるとともに、関係機関との連携を密にして防災施設の整備促進を図り、併せて火災に強い樹木の植栽を検討するなど、防災効果の高い公園の整備に努めていく。

イ 都市における街路は、人や物を輸送する交通機能のみならず、大規模火災時には火災の延焼防止機能も有しているため、道路の新設・改良を進めていく。

ウ 都市における河川空間は、火災の延焼遮断帯としての防災機能を有しているため、河道の拡幅等、河川の改修が防災空間の整備等に有効である。

##### (3) 市街地の整備

市は、面的な都市基盤施設の整備と併せて建物の更新等が図られる土地区画整理事業や市街地再開発事業等により、防災上安全性の高い市街地形成の推進を図る。

また、新たな地域拠点等の形成を必要とする地域においては、防災上安全で健全な市街地となるよう土地区画整理事業を推進する。

#### (4) 予防立入検査

消防本部は、消防法第4条及び第16条の5の規定により、防火対象物及び危険物施設（以下「防火対象物等」という。）の所有者等に対して火災予防上必要な資料の提出を命じ、又は防火対象物等に立ち入って検査を実施し、火災予防の徹底を図る。

##### 立入検査の主眼点

- ア 消防法令に基づき、適正な防火管理体制がとられ、必要な業務が行われているか。また、消火設備、警報設備、避難設備、消防用水、その他消火活動上必要な施設が消防法施行令で定める基準どおり設置・維持管理されているかどうか。
- イ 指定数量以上の危険物を貯蔵又は取り扱っている場所に対しては、危険物施設の位置、構造、設備及び管理の状況が法令に適合しているかどうか。
- ウ 炉、厨房設備、ストーブ、ボイラー、乾燥設備、変電設備等火気使用設備の位置、構造及び管理の状況が火災予防条例で定める基準どおり確保されているかどうか。
- エ こんろ、火鉢等火を使用する器具及びその使用に際し、火災発生のおそれのある器具の取扱状況が火災予防条例どおり確保されているかどうか。
- オ 劇場、映画館、百貨店等公衆集合場所での裸火の使用等について、火災予防条例に違反していないかどうか。
- カ 指定数量未満の危険物、指定可燃物等の貯蔵取扱いの状況が火災予防条例に違反していないかどうか。
- キ その他残火、取灰の不始末、たき火の禁止等屋外における火災予防事項及び火災警報発令下における火の使用制限等が遵守されているかどうか。

#### (5) 多数の者を収容する建築物の防火対策

##### ア 防火管理者及び消防計画

消防本部は、多数の者を収容する建築物の管理権原者に対し、防火管理者の選任及び防火管理者による消防計画の作成を履行させるとともに、当該消防計画に基づく下記事項を遵守させる。

- (ア) 自衛消防組織の編成及び自衛消防活動の実施
- (イ) 消火、通報、避難等の訓練の実施
- (ウ) 建築物等の維持管理及び自主検査並びに消防用設備等の適正な点検、整備の実施
- (エ) 収容人員及び火気使用等に関する管理監督業務の実施
- (オ) 従業員等に対する防災教育の実施

##### イ 定期点検報告

消防本部は、特定防火対象物の管理権原者に対し、火災予防上必要な事項の適否について、定期的に防火対象物点検資格者の点検を受けさせ報告させる。

## (6) 文化財の防火対策

本市には歴史的、学術的価値の高い数多くの指定文化財が所在し、適切かつ周到な火災予防に関する努力が必要である。

### ア 消防設備の設置・整備

文化財の所有者及び管理者は、消火器、自動火災報知設備を設置するとともに、用途や面積等により必要な消防用設備を設置し、維持管理する。

### イ 防火管理

文化財の所有者及び管理者は、火災の発生を未然に防止するため、日頃から適切な防火管理を行う。管理に当たっては、定期的な巡視と監視を行うとともに、環境を整備し、収容人員が50人以上となった場合、防火管理者を定め、防火管理計画や消防訓練等の具体的な消防計画を作成し、自衛消防隊を組織して消防活動の体制を整備しておく。

また、毎年1月26日は文化財防火デーとして、文化財の防火意識の高揚を図るため、消防本部と市教育委員会等の協力のもとに文化財建造物の消火訓練を行う。

## (7) 消防組織及び施設の整備充実

### ア 消防組織

市は、消防職員、団員の確保に努める。

### イ 消防施設等の整備

消防施設等については、「消防力の整備指針」に基づいて整備を図る。

## 3 応急対策計画

### (1) 応急活動体制

ア 市は、状況に応じ、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

イ 市は、関係機関との間において緊密な連携の確保に努める。

### (2) 情報収集・伝達体制

市は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。

### (3) 災害救助法の適用

災害救助法の適用については、「風水害等編 第3章 第1節 災害救助法の適用手続き等」に定めるところによる。

大規模事故時の災害救助法の適用は、住家に被害が生じた場合（災害救助法施行令第1条第1項第1号から第3号）のほか、多数の者が継続して避難を要するときや救出に特殊な技術を要するときなど多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合（同第4号）に適用する。

#### (4) 消防活動

- ア 消防本部は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。
- イ 市は、必要に応じて相互応援協定に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請を行う。
- ウ 市は、他の市町村からの応援要請を受けたとき及び千葉県消防広域応援隊の出動に関して知事の指示があったときは、「千葉県広域消防相互応援協定」及びその具体的な活動マニュアルである「千葉県消防広域応援基本計画」並びに「消防組織法第43条に基づく知事の指示による「千葉県消防広域応援隊運用要綱」に基づき、消防本部による応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

#### (5) 救助・救急計画

- ア 市及び消防本部は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ県の各機関等に応援を要請する。
- イ 市は、必要に応じ民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材等を確保し、効率的な救助・救急活動を行う。
- ウ 医療機関は、負傷者に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、相互に緊密な情報交換を図り、必要に応じて他の医療機関等に協力を求めるよう努める。

#### (6) 交通規制計画

警察署は、現場の警察官、関係機関等からの情報により、交通状況を的確に把握し、緊急交通路の確保を図るなどの的確な交通規制を図る。

#### (7) 避難計画

- ア 災害時には、市及び警察署等は、必要に応じて人命の安全を第一に適切な避難誘導を行う。
- イ 避難誘導に当たっては、市は避難場所、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要、その他の避難に関する情報の提供に努める。
- ウ 市は、必要に応じて避難所を開設する。

#### (8) 救援・救護計画

食料・飲料水・生活必需品等供給については、「風水害等編 第3章 第7節 救援物資供給活動」、医療救護計画については、「風水害等編 第3章 第5節 消防・救助救急・医療救護活動」に定めるところによる。

## 第2節 林野火災対策計画

### 1 基本方針

近年のレジャー人口の増加、地域開発の進展、道路網の整備等により、森林の利用者が多くなり、林野火災の発生も懸念される場所である。

また、林野火災は、ひとたび発生すると地形、水利、交通等の関係から消火作業が困難を極め、大規模火災になるおそれがあるため、林野火災に対する対策について定める。

### 2 予防計画

#### (1) 広報宣伝

##### ア 各種広報等による注意

市は、市のウェブサイト、防災行政無線、広報紙、回覧板等を利用し、市民の注意を喚起する

##### イ 学校教育による指導

市は、児童・生徒に対して、自然の保護、森林の保護育成、鳥獣の保護等のために、林野火災の予防が大切であることを理解させるための普及指導を行う。

##### ウ 山火事予防運動の実施

市及び森林組合は、山火事予防運動期間中に懸垂幕を設置するなどの各種啓発事業を推進する。

#### (2) 法令による規制

##### ア 条例で定める火の使用制限（消防法第22条第4項、森林法第21条第1項）

市は、市民に対し、火災警報発令下等における市等条例に定める禁止事項の周知徹底を図る。

##### イ 一定区域におけるたき火、喫煙の制限（消防法第23条）

林野率が高く火災発生の危険の高い地域においては、火災危険度の高い時期に、一定区域内でのたき火、喫煙の制限をする。

#### (3) 林野等の整備

森林所有者は、下刈、枝打、除伐等の励行を図り、火災の起こりにくい森林の育成に資する。

### 3 応急対策計画

#### (1) 消防計画の樹立

##### ア 地域内の地形状況と消火活動の難易等の調査図の作成

消防本部は、林野の地形状況を把握し、具体的状況の中で容易に消防作戦が立てられるような調査図を作成し、消防団等にあらかじめ配布しておく。

##### イ 消防の出動と配分図

消防出動に関する区域別の配分を図によって明確にし、あらかじめ周辺市町と協議しておく。

## (2) 総合的消防体制の確立

### ア 警報連絡体制の確立

火災警報、その他気象情報が円滑、適切に連絡できる体制を確立する。

### イ 防御機器等の整備

林野火災の消火に必要な各種防御機器等を整備、点検しておくよう要請する。

### ウ 防災訓練の実施

図上による演習や各機関と合同した総合訓練を実施する。

### エ 広域応援体制の確立

初期消火を誤れば大きな火災となり、広域的体制で臨まなくてはならないため、消防相互応援の実質的運用や他機関の出動等について事前に十分調整しておく。

### オ 航空機による空中消火体制の整備

空からの消火については、県が保有している空中消火資機材を用いて、自衛隊航空機等による支援を得て、被害の拡大防止に努める。

## (3) 立入禁止区域の設定等

警察署は、災害が発生し被害が拡大するおそれがある場合においては、迅速に立入禁止区域を設定するとともに、通行車両等に対する交通規制を行うものとする。

## (4) その他

県及び森林所有者は、林地荒廃の防止に努めるとともに、森林復旧造林を推進する。

## 第3節 危険物等災害対策計画

### 1 危険物（消防法）

#### （1）基本方針

危険物（石油等）による災害を防止し、また、災害時の被害の拡大を防止するため、危険物を取り扱う事業所等及び防災関係機関の予防対策について定めるとともに、災害時における保安対策並びに応急対策について定める。

#### （2）予防計画

##### ア 事業所等

（ア）消防法及び消防法に基づく各種法令を遵守するとともに、自己の責任において危険物の災害予防に万全を期する。

（イ）消防法別表により規定されている危険物を指定数量以上貯蔵し、又は取り扱う製造所、貯蔵所及び取扱所（以下「危険物施設」という。）の規模に応じ、次の人員を配置する。

##### a 危険物保安監督者の選任

危険物の規制に関する政令（以下「危政令」という。）で定める危険物施設は、危険物保安監督者を選任し、危険物の取扱作業の保安監督をさせる。

##### b 危険物保安統括管理者の選任

危政令で定める事業所は、危険物保安統括管理者を選任し、当該事業所における危険物の保安に関する業務の統括管理をさせる。

##### c 危険物施設保安員の選任

危政令で定める危険物施設は、危険物施設保安員を選任し、施設の維持及び設備の保安管理をさせる。

（ウ）事業所等は、次に掲げる予防対策を行う。

##### a 事業所等の自主的保安体制の確立

各事業所等は、火災、爆発等の災害の発生を防止するため、自主保安体制の確立、従業員教育の実施に努める。

##### b 事業所相互の協力体制の確立

危険物を取り扱う事業所等が一定地域に集中している地域にあつては、各事業所等は相互に協力して総合的な防災体制を確立し、相互援助、避難等自主的な組織活動を行う。

##### c 住民安全対策の実施

大規模な危険物施設を有する事業所等は、地域住民に対する安全を図るため、防火壁等の設置を検討する。

##### イ 市及び消防本部

（ア）消防法に基づき、危険物施設の設置又は変更の許可に対する審査及び立入検査等を行い、危政令に基づく危険物施設の位置、構造及び設備の基準に不適合の場合は直ちに改善、移転させるなど、危険物の規制を実施する。

- a 危険物施設の把握と防災計画の策定  
危険物施設、貯蔵・取り扱いされる危険物の性質及び数量を常に把握し、これに対応する的確な防災計画を策定する。
- b 監督指導の強化  
危険物を取り扱う事業所等に対する立入検査等を密に実施し、関係法令を遵守させる。
- c 消防体制の強化  
消防本部は、各事業所の火災防災計画を作成するとともに、隣接市町との相互応援協定の締結を推進する。
- d 防災教育  
危険物関係職員及び施設関係者に対して、関係法令及び災害防止の具体的な方策についての的確な教育を行う。

### (3) 応急対策計画

#### ア 事業所等

危険物施設の所有者、管理者又は占有者で、その権原を有する者（以下「責任者」という。）は、災害発生と同時に次の措置をとる。

##### (ア) 通報体制

- a 責任者は、災害が発生した場合、直ちに 119 番で消防署に連絡するとともに、必要に応じて付近住民並びに近隣企業へ通報する。
- b 責任者は、被害の概要を被災段階に応じて早急に取りまとめ、必要に応じて消防本部へ通報する。

##### (イ) 初動活動

責任者は、各種防災設備を有効に使用し、迅速な初動活動を行う。特に近隣への延焼防止を最優先とし、かつ誘発防止に最善の方策をとる。

##### (ウ) 避難

責任者は、企業自体の計画により、従業員等の避難を実施する。

#### イ 市、県その他関係機関

災害の規模、態様に応じ、市地域防災計画並びに関係機関の災害応急対策計画の定めるところにより、関係機関の密接な連携のもとに次の応急対策を実施する。

##### (ア) 災害情報の収集及び報告

消防本部は、被災現地に職員を派遣するなどにより、被災状況を的確に把握するとともに、市、その他関係機関に災害発生の上報を行い、被害の状況に応じて逐次中間報告を行う。

##### (イ) 救急医療

当該事業所、消防本部、医療機関は、連携して負傷者等の救出及び救急医療業務を実施する。警察署、その他の関係機関はこれに協力する。

##### (ウ) 消防活動

消防本部は、危険物火災の特性に応じた消防活動を速やかに行う。

(エ) 避難

市は、警察署と協力し、避難のための立退きの指示、避難所の開設及び避難所への収容を行う。

(オ) 警備

警察署は、関係機関の協力のもとに、被災地域における社会秩序の維持に万全を期するため警戒活動を実施する。

(カ) 交通対策

道路管理者及び警察署は、交通の安全、緊急輸送の確保のため、被災地域の交通対策に万全を期する。

(キ) 原因の究明

消防本部及び警察署は、災害の発生原因の究明に当たる。

## 2 高圧ガス

### (1) 基本方針

高圧ガスによる災害を防止し、また、災害時の被害の拡大を防止するため、高圧ガス関係事業所及び防災関係機関の予防対策について定めるとともに、災害時における保安対策並びに応急対策について定める。

### (2) 予防計画

#### ア 事業所等

災害時に有効な防災活動を行い、二次災害の発生を防止し、被害の軽減を図るため、速やかに防災体制を確立する。

(ア) 防災組織の確立

防災組織の体系、編成方法及び各班の業務内容を明らかにする。

(イ) 通報体制の確立

事業所等内の被害状況を迅速かつ正確に把握し、あらかじめ定められた方法及び順序で防災関係機関等へ連絡するための緊急時の通報体制を確立する。

(ウ) 緊急動員体制の確立

大規模災害を想定し、防災関係要員を確保するため、緊急動員体制を確立する。

(エ) 相互応援体制の確立

一の事業所だけでは対応できない大規模な災害が発生した場合に備え、関係事業所及び防災関係機関等の中で防災関係要員及び防災資機材等の相互の応援体制を確立する。

(オ) 防災資機材の整備

防災資機材及び設備を定期的に点検し、その維持管理に努める。

さらに、自社が保有する資機材で対応できない場合を想定し、事業所外部から資機材を調達できる体制を整備する。

(カ) 保安教育の実施

従業員等に対し定期的に保安教育を行い、高圧ガスに関する防災上必要な知識を周知徹底させ、保安意識の高揚を図る。

(キ) 防災訓練の実施

取り扱う高圧ガスの種類及びその規模に応じて、事業所等内で定期的に防災訓練を実施し、応急措置等防災技術の習熟に努める。

イ 消防本部その他関係機関

(ア) 防災資機材の整備

a 消防本部は、事業所等に対して防災資機材等の整備の促進及びその管理について指導する。

b 消防本部は、事業所等に対して効果的な防災資機材等の整備の充実を指導するとともに、報告の協力を求めるなどにより、提供可能な防災資機材の数量及び種類の把握に努める。

(イ) 保安教育の実施

関係団体は、事業所等に対して高圧ガスに関する防災上必要な知識の周知徹底を図る。

(ウ) 防災訓練の実施

関係機関は、高圧ガスに係る災害が発生した場合に、迅速かつ適切な防災活動が行えるよう、定期的に総合防災訓練を実施する。

(3) 応急対策計画

ア 事業所等

(ア) 緊急通報

高圧ガス施設が発災した場合は、あらかじめ定められた連絡経路により防災関係機関に通報する。

(イ) 災害対策本部等の設置

高圧ガスに関する災害が発生した場合は、二次災害の発生を防止するため、速やかに事業所等内に災害対策本部を設置し、防災関係機関と連携して応急対策を実施する。

(ウ) 応急措置の実施

防災関係機関と連携し、高圧ガスの性質（毒性、可燃性、支燃性等）に基づいた適切な応急措置を講ずる。

(エ) 防災資機材の調達

防災資機材が不足している又は保有していない場合は、直ちに近隣の事業所等から調達する。

(オ) 被害の拡大防止措置

可燃性ガス又は毒性ガスが漏洩した場合は、携帯用のガス探知器等で漏洩したガスの濃度を測定し拡散状況等の把握に努める。

イ 市、県その他関係機関

(ア) 緊急通報

通報を受けた防災関係機関は、状況に応じて他の防災関係機関と連絡調整を図る。

- (イ) 応急措置の実施  
防災関係機関は事業所等と連携し、高圧ガスの性質（毒性、可燃性、支燃性等）に基づいた適切な応急措置を講ずる。
- (ウ) 防災資機材の調達
  - a 県及び消防本部は、事業所等による防災資機材の確保が困難である場合、協力して防災資機材を調達する。
  - b 警察署及び消防本部は、防災資機材の緊急輸送に協力する。
- (エ) 被害の拡大防止措置及び避難
  - a 防災関係機関は、被害が拡大し事業所等の周辺にも影響を及ぼすと予想される場合は、周辺住民等の避難について協議する。
  - b 市は、必要に応じ避難の指示を行う。
- (オ) 原因の究明  
消防本部及び警察署は、災害の発生原因の究明に当たる。

### 3 火薬類

#### (1) 基本方針

火薬類による被害を予防し、また、災害時の被害の拡大を防止するため、火薬類関係事業所及び防災関係機関の予防対策について定めるとともに、災害時における保安対策並びに応急対策について定める。

#### (2) 予防計画

##### ア 事業所等

- (ア) 警戒体制の整備  
火薬類関係施設に災害等が発生するおそれのあるときは、警戒体制を確立する。
- (イ) 防災体制の整備  
災害時に有効な防災活動を実施し、被害の軽減を図るため、速やかに防災体制を確立する。
  - a 防災組織の確立  
事業所等の規模及び設備に応じて防災組織の編成を行い、その業務内容を明らかにする。
  - b 通報体制の確立  
事業所等内の被害状況を迅速かつ正確に把握し、あらかじめ定められた方法及び順序で防災関係機関等へ連絡するための緊急時の通報体制を確立する。
  - c 緊急動員体制の確立  
大規模災害を想定し、防災関係要員を確保するための緊急動員体制を確立する。
  - d 相互応援体制の確立  
一の事業所だけでは対応できない災害が発生した場合に備えて、関係事業所との応援体制を確立する。

- (ウ) 安全教育の実施  
従業員に対し定期的に、また、施設の新設等があるたびごとに保安教育を行い、火薬類に関する防災上必要な知識を周知徹底させ、保安意識の高揚を図る。
- (エ) 防災訓練の実施  
取り扱う火薬類の種類及びその規模に応じ、事業所等内で定期的に防災訓練を行い、応急措置等防災技術の習熟に努める。
- イ 県及び関係団体  
事業所等に対して、火薬類に関する防災上必要な知識の周知徹底を図る。

### (3) 応急対策計画

- ア 事業所等
  - (ア) 緊急通報  
火薬類施設が発災となった場合は、あらかじめ定められた連絡経路により、防災関係機関に通報する。
  - (イ) 災害対策本部等の設置  
火薬類に関する災害が発生した場合は、速やかに事業所等内に災害対策本部等を設置し、防災関係機関と連携して応急対策を実施する。
  - (ウ) 応急措置の実施  
防災関係機関と連携し、火薬類の性質に基づいた適切な応急措置を講ずる。
- イ 市、県その他関係機関
  - (ア) 緊急通報  
通報を受けた防災関係機関は、状況に応じて他の防災関係機関と調整を図る。
  - (イ) 応急措置の実施  
防災関係機関は、事業所と連携し、火薬類の性質に基づいた適切な応急措置を講ずる。
  - (ウ) 被害の拡大防止措置及び避難
    - a 防災関係機関は、被害が拡大し事業所等の周辺にも影響を及ぼすと予想される場合は、周辺住民等の避難について協議する。
    - b 市は、必要に応じ避難の指示を行う。
    - c 警察署は、立入禁止区域を設定して被害の拡大防止に努めるとともに、地域住民等の避難誘導、立入禁止区域の警戒、交通規制活動等を行う。
  - (エ) 原因の究明  
消防本部及び警察署は、災害の発生原因の究明に当たる。

## 4 毒物劇物

### (1) 基本方針

毒物劇物保有施設等からの流出等による災害を防止し、また、災害時の被害の拡大を防止するため、毒物劇物営業者等、輸入業者及び関係機関の予防対策について定めるとともに、災害時における応急対策について定める。

## (2) 予防計画

### ア 毒物劇物営業者及び届出が必要な業務上取扱者

#### (ア) 毒物劇物取扱責任者の設置

毒物劇物取扱責任者を設置し、毒物劇物による保健衛生上の危害防止にあたる。

#### (イ) 管理体制の整備

毒物劇物による危害の未然防止及び事故時の適切な措置が図られるよう危害防止規定等を作成し、管理体制を整備する。

#### (ウ) 施設の保守点検

危害防止規定に基づき施設を点検・整備し、事故の未然防止にあたる。

#### (エ) 教育訓練の実施

危害防止規定に基づき、作業員に対する教育訓練を適宜実施し、応急措置の技術の習熟に努める。

#### (オ) 届出が不要な業務上取扱者

上記(イ)から(エ)により危害防止に努める。

## (3) 応急対策計画

### ア 毒物劇物営業者及び業務上取扱者等

#### (ア) 通報

毒物劇物の流出等により、市民に保健衛生上の危害を及ぼすおそれがある場合には、香取保健所（香取健康福祉センター）、警察署又は消防本部へ通報を行う。

#### (イ) 応急措置

毒物劇物が流出等により、市民に保健衛生上の危害を及ぼすおそれがある場合には、自ら定めた危害防止規定等に基づき、危害防止のため漏出防止、除害等の応急措置を講ずる。

### イ 市、県その他関係機関

#### (ア) 緊急通報

消防本部は、毒物劇物製造業者及び輸入業者等から緊急通報があった場合、市、県、警察署へ連絡するとともに、状況に応じてその他の防災機関と連絡調整を図る。

#### (イ) 被害の拡大防止

消防本部は、火災が発生した場合、施設防火管理者と連絡を密にして、延焼防止、汚染区域の拡大防止に努める。

#### (ウ) 救急医療

消防本部は、大量流出事故等に際して、市、県、警察署、医療機関へ連絡するとともに、連携して被災者の救出救護、避難誘導を実施する。

#### (エ) 避難

市は、県及び関係機関等と協議の上、必要であれば避難の指示を行う。

## 第4節 航空機災害対策計画

### 1 基本方針

本計画は、成田国際空港及びその周辺（以下「成田国際空港消防相互応援協定」締結市町村の区域をいう。）並びにその他の地域において、航空機の炎上等により、多数の死傷者を伴う大規模な災害（以下「航空機災害」という。）が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の応急対策及び平時から体制を整備するための予防計画を定める計画とする。

#### (1) 防災関係機関

災害時には災害原因者である航空事業者、東京航空局成田空港事務所、成田国際空港(株)、県、関係市町村等別表第1の機関（以下、一括して「関係機関」という。）が相互に協力して総合的な対応を図る。

#### ※ 成田国際空港消防相互応援協定団体

成田市（神崎町含む）、香取広域市町村圏事務組合（香取市、多古町、東庄町）、佐倉市八街市酒々井町消防組合（佐倉市、八街市、酒々井町）、山武郡市広域行政組合（東金市、山武市、大網白里市、九十九里町、芝山町）、匝瑳市横芝光町消防組合（匝瑳市、横芝光町）、栄町、富里市、四街道市、印西地区消防組合（印西市、白井市）及び成田国際空港(株)

### 2 予防計画

#### (1) 情報の収集・連絡体制の整備

関係機関は、それぞれの機関及び機関相互間において、情報の収集、連絡体制を整備する。

#### (2) 協力・応援体制の整備

関係機関は、相互の協力、応援体制の整備及び情報伝達手段の整備拡充に努める。

#### (3) 消火救難、救助・救急及び医療活動に係る資機材等の整備及び備蓄

関係機関は、災害時における各々の業務に必要な資機材等の整備及び備蓄に努める。

#### (4) 防災訓練

関係機関は、航空機災害対応の習熟を図るため、防災訓練の推進に努めるものとする。

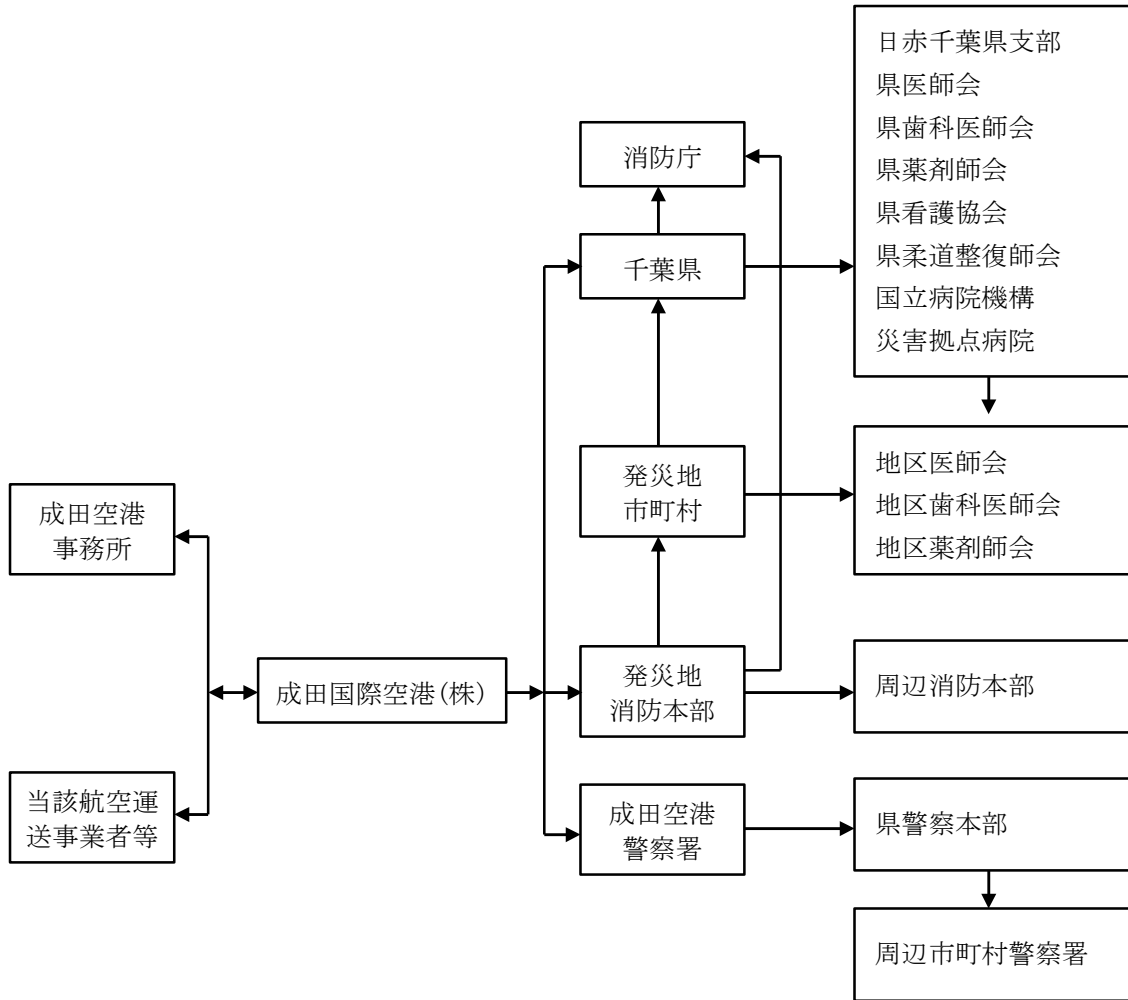
### 3 応急対策計画

航空機災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、防災関係機関は早期に初動体制を確立してその拡大を防御し、被害の軽減を図る。

#### (1) 情報の収集

初動体制を早期に確立するため、関係機関は次のルートにより、情報の受伝達を緊密に行う。

## 情報受伝達ルート



## (2) 応急対策

関係機関は、航空機事故が発生した際、次の対応をとる。

成田空港事務所及び成田国際空港(株)は、関係機関の連絡調整を行う。

### ア 搜索救難活動

国土交通省が中心となって実施する。防衛省、警察庁、消防庁及び海上保安庁がこれに協力する。

### イ 消防活動

#### (ア) 成田国際空港区域内で災害が発生した場合

##### a 実施機関

成田国際空港(株)、発災地市町村、発災地消防本部

##### b 協力機関

成田国際空港周辺の消防本部、県警察

#### (イ) 成田国際空港区域の周辺で災害が発生した場合

##### a 実施機関

発災地市町村、発災地消防本部

##### b 協力機関

成田国際空港周辺の消防本部、成田国際空港(株)、県警察

- (ウ) その他の地域で災害が発生した場合
  - a 実施機関  
発災地市町村、発災地消防本部
  - b 協力機関  
発災地近隣消防本部、県警察
- (エ) 実施内容
  - a 航空機災害に係る火災が発生した場合、それぞれの実施機関は、化学消防車、化学消火薬剤等による消防活動を重点的に実施する。
  - b 航空機災害に係る火災が発生した場合、発災地市町村長及び当該消防本部の職員は、必要に応じて地域住民及び旅客の生命、身体の安全を図るとともに、消防活動の円滑化を期するため、警戒区域を設定する。
  - c 災害の規模等が大きく、発災地消防本部限りでは対処できないと思われる場合は、周辺の消防本部等に応援を求めるものとする。
- ウ 救出救護活動
  - (ア) 成田国際空港区域内で災害が発生した場合
    - a 実施機関  
成田国際空港(株)、当該航空運送事業者、発災地市町村、発災地消防本部、県警察、千葉県
    - b 協力機関  
(公社)千葉県医師会、日本赤十字社千葉県支部、(一社)千葉県歯科医師会、(一社)千葉県薬剤師会、発災地地元医師会、発災地地元歯科医師会、発災地地元薬剤師会、国公立病院、成田国際空港周辺の消防本部
  - (イ) 成田国際空港区域の周辺で災害が発生した場合
    - a 実施機関  
当該航空運送事業者、発災地市町村、発災地消防本部、県警察、千葉県
    - b 協力機関  
(公社)千葉県医師会、日本赤十字社千葉県支部、(一社)千葉県歯科医師会、(一社)千葉県薬剤師会、発災地地元医師会、発災地地元歯科医師会、発災地地元薬剤師会、国公立病院、発災地近隣消防本部、成田国際空港(株)
  - (ウ) その他の地域で災害が発生した場合
    - a 実施機関  
当該航空運送事業者、発災地市町村、発災地消防本部、県警察、千葉県
    - b 協力機関  
(公社)千葉県医師会、日本赤十字社千葉県支部、(一社)千葉県歯科医師会、(一社)千葉県薬剤師会、発災地地元医師会、発災地地元歯科医師会、発災地地元薬剤師会、国公立病院、発災地近隣消防本部

(エ) 実施内容

航空機の乗客及び発災地域住民等の救出、救護、収容等を行う場合は、次により実施する。

a 救出班の派遣

実施機関は、乗客、地域住民の救出のため救出班を編成し、担架等救出に必要な資器材を投入し、迅速に救出活動を実施する。

b 救護所の開設

重軽傷者の救護は、成田国際空港内である場合については成田国際空港内に、成田国際空港以外の地域である場合については、原則として発災地市町村に応急仮設救護所を開設し、県より派遣された救護班等による迅速な処置を図るものとする。

エ 救急、搬送

消防本部が中心となって応急措置後の負傷者をあらかじめ指定された医療機関に搬送する。

オ 死体の収容

成田国際空港区域内の場合は、当該航空運送事業者が成田市及び成田国際空港(株)と協議の上、空港以外の場合には原則として発災地市町村が、死体一時保存所、検案場所を設置し収容するものとする。

死体の収容、埋葬に係る実施事項は、「震災編 第3章 第5節 消防・救助救急・医療救護活動」又は「風水害等編 第3章 第5節 消防・救助救急・医療救護活動」の定めるところによる。

カ 交通規制

県警察は、成田国際空港に通じる道路及び成田国際空港周辺道路又は発災地周辺道路について必要な交通規制を行う。また、その旨を交通関係者並びに地域住民に広報する。

キ 広 報

(ア) 実施機関

成田国際空港区域内及びその周辺で災害が発生した場合は、国土交通省航空局(成田空港事務所含む)、成田国際空港(株)、当該航空運送事業者、発災地市町村及び県警察等が実施する。

(イ) 実施内容

災害応急対策実施の理解を求めするため、報道機関を通じ、又は広報車、防災行政無線等により、地元住民、旅客、送迎者及び周辺地域住民等に対して次のとおり広報を行う。

- a 市及び関係機関の実施する応急対策の概要、並びに航空輸送復旧の見通し
- b 避難の指示等及び避難先の指示
- c 地域住民等への協力依頼
- d その他必要な事項

## ク 防疫及び清掃

防疫については、遭難機が国際線である場合には、成田国際空港検疫所等と密接な連携を図りつつ、「震災編 第3章 第12節 保健衛生、防疫、廃棄物等対策」又は「風水害等編 第3章 第12節 保健衛生、防疫、廃棄物等対策」の定めるところにより、的確に応急対策を講じることとし、事故現場の清掃については、成田国際空港区域内の場合は成田国際空港(株)が、その他の場合は「震災編 第3章 第12節 保健衛生、防疫、廃棄物等対策」又は「風水害等編 第3章 第12節 保健衛生、防疫、廃棄物等対策」の定めるところにより、応急対策を講ずることとする。

### (3) 応援体制

発災地に早急に必要人員及び物資を調達するため、防災関係機関は相互に協力し、応援態勢を整える。各機関の主な応援事項は次のとおりであり、臨機応変に対応することとする。

当該航空運送事業者等	人員及び物資の派遣及び調達
発災地以外の市町村、消防本部、 県警察	人員及び物資の派遣及び調達
千葉県	人員の派遣、物資の調達、他都道府県への応援要請、 応援市町村間の調整、応援都道府県間の調整
発災地以外の医療機関	人員及び物資の派遣及び調達
成田空港事務所	必要な場合の自衛隊への災害派遣要請
原因者以外の航空事業者	人員及び物資の派遣及び調達
成田国際空港(株)	人員及び物資の派遣及び調達

別表1 防災関係機関（香取市関係）

機関名等
国土交通省東京航空局成田空港事務所
成田国際空港(株)
千葉県
千葉県警察本部
成田国際空港警察署
香取警察署
香取広域市町村圏事務組合消防本部
(公社)千葉県医師会
(一社)香取郡市医師会
(一社)千葉県歯科医師会
(一社)香取匝瑳歯科医師会
(一社)千葉県薬剤師会
香取郡市薬剤師会
(公社)千葉県柔道整復師会東部支部
日本赤十字社千葉県支部
日本赤十字社千葉県支部香取市地区
NTT東日本(株)千葉事業部
(株)NTTドコモ千葉支店
KDDI(株)
東京電力パワーグリッド(株)千葉総支社
ソフトバンク(株)
楽天モバイル(株)

## 第5節 鉄道災害対策計画

鉄軌道における列車の衝突等による多数の死傷者等の発生といった、鉄道災害に対する対策について定める。

なお、本市において対象となる鉄軌道事業者は、東日本旅客鉄道(株)(千葉支社)である。

### 1 予防計画

#### (1) 各事業者による予防対策

鉄道事業者は、鉄道事業法等により充足すべき技術基準が定められており、車両や施設等に関連する輸送の安全確保については、当該基準により整備、改良及び保全を行うものとする。

#### (2) 行政等による予防対策

ア 国、公共機関、県、市及び鉄軌道事業者は、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図る。

イ 国、県及び市は、主要な交通施設の被災による広域的な経済活動、市民生活への支障や地域の孤立化の防止等のため、関連公共事業等の実施において努力する。

ウ 国、県、市及び鉄軌道事業者は、踏切道の立体交差化、構造の改良、踏切保安施設の整備、交通規制の実施等踏切道の改良に努める。

### 2 応急・復旧計画

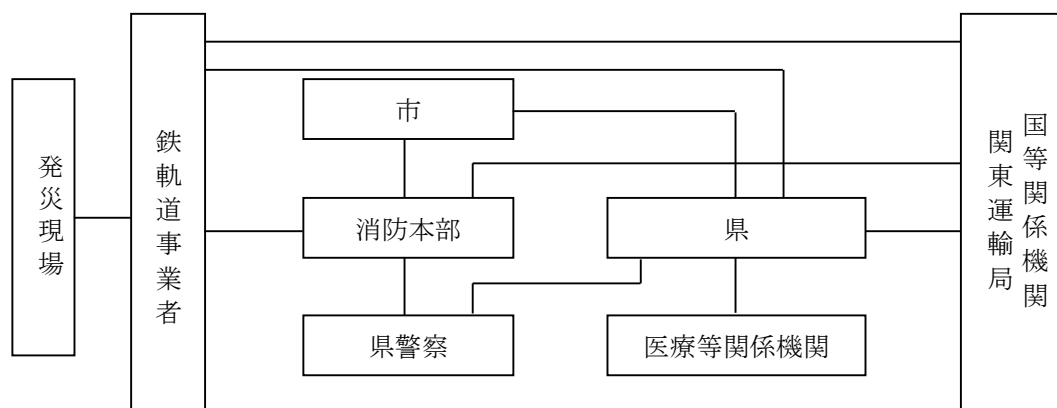
#### (1) 行政等による応急活動体制

市は、発災後速やかに、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

#### (2) 情報収集・伝達体制

鉄道事故災害発生時の情報収集及び伝達体制は、次のとおりである。

情報の伝達系統図



## 関係機関連絡先

関東運輸局	防災無線電話	防災無線 FAX	NTT 電話	NTT FAX
総務部安全防災・ 危機管理課	—	—	045-211-7269	045-681-3328

注) 鉄軌道事業者の大規模事故災害時の連絡先は関東運輸局安全指導課 (NTT 電話 045-211-7240)

鉄軌道事業者	防災担当課	防災無線電話	防災無線 FAX	NTT 電話	NTT FAX
東日本旅客鉄道 (株)千葉支社	千葉総合指令室	640-721	640-722	043-254-3258	043-254-3285

### (3) 相互協力・派遣要請計画

- ア 鉄軌道事業者は、事故災害が発生した場合には、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努めるものとする。
- イ 市は、被害の規模に応じて、他の地方公共団体に応援を要請するものとする。
- ウ 県は、自衛隊の派遣要請の必要性を鉄道事故の規模や収集した被害情報から判断し、必要があれば直ちに要請する。また、市は、応急措置を実施するため、必要があると認めるときは、県に対し自衛隊の派遣要請をするよう求める。

### (4) 消防活動

- ア 鉄軌道事業者は、事故災害発生直後における初期消火活動を行うよう努めるとともに、消火活動を実施する各機関に協力を要請する。
- イ 消防本部は、速やかに火災の状況を把握するとともに、火災発生の際には迅速に消火活動を行う。

### (5) 救助・救急計画

- ア 鉄軌道事業者は、事故災害発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うとともに、必要に応じて救助・救急活動を実施機関に協力要請する。
- イ 国及び地方公共団体は、必要に応じ民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材等を確保し、効率的な救助・救急活動を行う。
- ウ 医療機関は、負傷者等に対し医療活動を行うとともに、相互に緊密な情報交換を図り、必要に応じて他の医療機関等に協力を求める。

### (6) 交通規制

警察署は、現場の警察官、関係機関等からの情報により交通状況を把握し、緊急交通路の確保を図るなどの的確な交通規制を図る。

### (7) 避難計画

- ア 市及び警察署は、災害時には、必要に応じて人命の安全を第一に適切な避難誘導を行う。
- イ 避難誘導に当たっては、避難場所、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要、その他の避難に資する情報の提供に努める。
- ウ 市は、必要に応じて避難所を開設する。

## 第6節 道路災害対策計画

### 1 基本方針

多数の死傷者等が出る道路災害の発生を未然に防止し、災害が発生したとき、早期に初動体制を確立して被害の軽減を図るため、迅速かつ適切に活動するための計画とする。

＜計画の対象となる道路災害＞

トンネルの崩落、橋梁の落下、斜面及び擁壁の崩落並びに落石等の道路構造物の被災、危険物を積載する車両の事故等による危険物等の流出等とする。

### 2 道路構造物の被災による多数の死傷者の発生に対処するための計画

道路構造物の被災を未然に防止するため、平時において次の措置を講じるものとする。

#### (1) 予防計画

##### ア 危険箇所の把握・改修

道路管理者等は、災害の発生するおそれのある危険箇所を把握し、改修を行うものとする。また、道路構造物の異常を早期に覚知するために、平時においても道路構造物の点検を行うものとする。

道路管理者の実施する業務の詳細は、次のとおりである。

実施項目	実施者	実施内容
危険箇所の把握	道路管理者	<p>管理する道路について、老朽施設、耐震対策を要する施設、豪雨・地震等の異常気象時における路肩の決壊及び法面崩壊による危険箇所及び落石等、危険箇所等道路災害に係る危険箇所を調査し、把握しておく。</p> <p>危険箇所はもとより、全ての道路構造物を保全し、通行の安全を確保するため、道路パトロールを常時実施するとともに、異常気象時には緊急パトロールを実施し監視体制の強化を図る。</p> <p>また、災害の発生するおそれのある道路区間を異常気象時通行規制区間及び特殊通行規制区間として事前に設定し、交通関係者並びに地域住民に広報する。</p>
危険箇所の改修	道路管理者	<p>異常気象時に崩落等の危険性のある法面等、対策を要する箇所については、順次改修工事を実施する。</p>
	市	<p>土砂災害による道路施設の被災を防止するため、主要な道路施設が集中している地域の土砂災害対策等を実施する。</p> <p>また、市道の計画、建設及び改良に当たっては、県から道路構造物の被災の防止に係る技術指導を受ける。</p>

※道路管理者：国土交通省、千葉県、市町村、東日本高速道路(株)、首都高速道路(株)、千葉県道路公社等をいい、機関によっては実施内容の全てを行うわけではない。(以下本節内において同じ。)

イ 資機材の保有

道路管理者は、被災した施設の早期の復旧を図るため、平時から応急復旧資機材を保有しておくものとする。

(2) 応急対策計画

ア 情報の収集・伝達

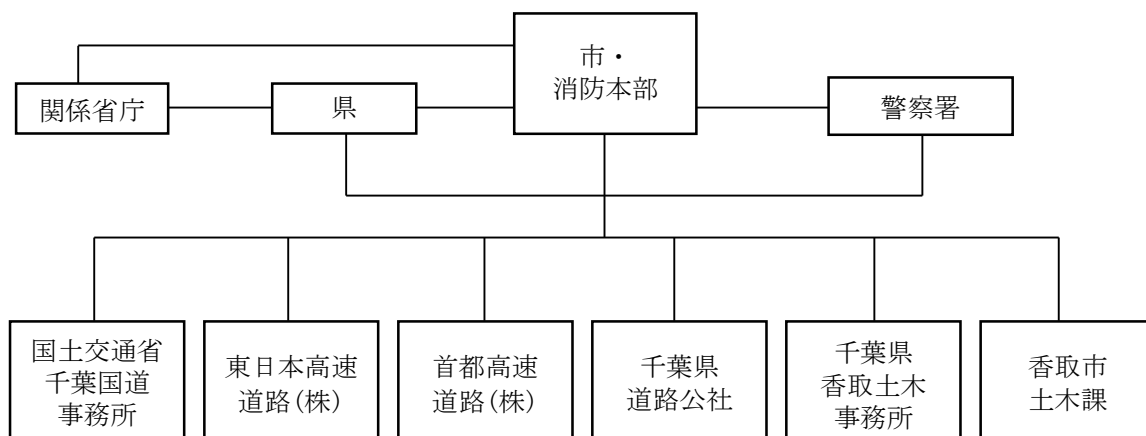
(ア) 関係機関への情報連絡

道路管理者は、道路災害によって多数の死傷者が発生したときは、警察署、消防本部及び国土交通省へ通報するとともに、被害の拡大を防止し被害の軽減を図るため、広域的な応急対策を実施する県へ報告するものとする。

(イ) 情報伝達系等

情報伝達系等は次のとおり。

情報の連絡系統図



## イ 応急活動

### (ア) 活動体制

道路管理者は、道路災害の発生に伴う人命の救助及び被害の拡大防止等に必要な次の応急活動を速やかに実施するため、必要な体制をとるものとする。

また、市は必要に応じ災害対策本部等の体制をとるものとする。

### (イ) 応急活動

各機関の実施する業務の詳細は、次のとおりである。

実施項目	実施者	実施内容
警戒活動	道路管理者 警察署	道路管理者及び警察署は、道路構造物の被災による人的な被害を未然に阻止するため、道路の交通規制を行う。 また、通行規制を実施したときは、その旨を交通関係者並びに地域住民に広報する。
応急活動	道路管理者	二次被害を防止し、救出救助活動が円滑に実施できるよう、必要な災害地周辺道路の交通規制を行うとともに、崩落土砂等障害物の除去及び被災道路構造物の構造図の提示等救出救助活動へ協力する。 また、障害物の除去、仮設道路の建設等の応急復旧を行い早期の道路交通の確保を行う。復旧に際しては、被災原因を究明し再発防止策を策定するとともに、他の道路施設の点検を実施する。
応急活動	市 消防本部	消防活動による被災者の救出救助、医療機関への救急搬送を実施するほか、被害の拡大を防止するため、必要な措置をとるものとする。 災害の規模が大きく、十分な応急対策が実施できないときは、周辺の消防本部及び市町村に応援を求めるものとする。また、県に対し、災害救助法の適用要請及び自衛隊の災害派遣要請を依頼する。
	警察署	二次災害を防止し、救出救助活動が円滑に実施できるよう、必要な災害地周辺道路の交通規制を行うとともに、道路管理者及び消防本部等と協力して、被災者等の救出救助活動を行う。

### 3 危険物等を積載する車両の事故等による危険物の流出に対処するための計画

輸送事業者及び関係機関は、本計画により危険物等運搬車両の事故の予防及び応急対策を実施するものとする。

なお、高速道路における危険物等運搬車両の事故対策については、千葉県高速道路危険物運搬車両事故防止対策協議会において、平成12年3月に事故防止対策及び事故発生時の通報連絡系統、危険物等事故処理手順等を示した「危険物運搬車両の事故発生時における現場対応マニュアル」が策定され、迅速な現場処理を推進することとしている。

#### (1) 予防計画

輸送事業者は、危険物等の流出による被害の拡大を防止するため、法令の定めるところにより、防除資機材を携帯するとともに、消防活動等による防除活動が適切に行われるよう、伝達すべき輸送危険物等の名称及び事故の際、講じるべき措置を記載した書面を携帯するものとする。

#### (2) 応急対策計画

##### ア 情報連絡

輸送事業者は、防除活動が適切に行われるよう、消防本部に対し、流出危険物等の名称及び事故の際講じるべき措置を伝達するものとする。

##### イ 流出危険物等の拡散防止及び除去

輸送事業者及び道路管理者等は、防除活動を実施するものとする。

##### ウ 交通規制

道路管理者及び警察署は被害の拡大を防止するため、道路の交通を規制するものとする。

##### エ 避難

市及び警察署は、流出した危険物等の性質、量及び気象条件等を勘案し、被害拡大を防止するため、地域住民等に対し、避難指示及び立入禁止区域の設定等の措置を講じるものとする。

##### オ 広報

市及び関係機関は、地域住民等の民心の安定のため、流出危険物等に係る安心情報又は被害拡大を防止するための避難指示等を踏まえた警戒情報を広報するものとする。

※ 危険物等：消防法で規定する「危険物」、毒物及び劇物取扱法で規定する「毒物」「劇物」「特定劇物」、高圧ガス保安法で規定する「高圧ガス」、火薬類取締法で規定する「火薬類」をいう。

## 第7節 大規模停電災害対策計画

### 1 基本方針

平成30年9月6日に発生した北海道胆振東部地震では、約295万戸が停電する日本初のブラックアウト\*が発生し、復旧までに45時間を要し、その間、ライフラインの断絶や交通機関、医療機関のマヒ等市民生活や産業活動に甚大な影響を及ぼした。

一方、令和元年9月の台風15号では、県内の広範囲で停電が発生し、本市でも市内ほぼ全域が停電し一部地域は長期化するなど、市民生活や産業活動等に大きな影響が生じた。

そこで本節では、市内での長期にわたる大規模停電の発生を想定し、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、市及び防災関係機関等が直ちにとるべき対策について定める。

※ブラックアウト：大手電力会社が管轄する全エリアで停電が起こる現象

### 2 予防計画

#### (1) 情報連絡体制の整備

##### ア 情報収集・連絡体制の整備

市、県及び東京電力パワーグリッド(株)等防災関係機関は、大規模停電災害が発生した場合に、連携して円滑な応急対策を実施できるよう、平時より緊急時の情報収集、連絡体制を整備しておく。

##### イ 情報通信手段の整備

市、県及び東京電力パワーグリッド(株)等防災関係機関は、「震災編 第2章 第8節 情報連絡体制の整備」又は「風水害等編 第2章 第9節 情報連絡体制の整備」に基づき、大規模停電発生時の情報通信手段の確保に努める。

#### (2) 設備・備蓄の充実

市、医療・福祉施設や指定避難所等防災上重要な施設の管理者は、停電が長期間にわたる場合においても、業務の遂行に必要な電力を確保できるよう、資機材等の設備の整備及び発電機の備蓄に努める。

#### (3) 燃料の確保

非常用発電機等を整備している避難所や医療・福祉施設、公共施設等の施設管理者は、停電が長期に及ぶ場合においても非常用発電機による電源を安定的に供給できるよう、日頃より燃料の貯蔵量と品質の維持に努める。

#### (4) 市民等の停電に対する備えの強化

市は、市民や事業所等に対し、「震災編 第2章 第1節 防災意識の向上」又は「風水害等編 第2章 第1節 防災意識の向上」に示すとおり、食料、飲料水その他の生活必需品等避難生活に必要な物資の備蓄に努めるよう普及啓発を図る。

また、電力会社とも連携し、平時より停電により生じ得る危険性について周知を図る。

## 停電発生後の留意事項

### ■自宅にいるとき

- ・パソコンや家電製品の電源を切り、プラグをコンセントから抜く。
- ・ブレーカーを切る。(家の外に避難するときもブレーカーを切る)
- ・懐中電灯等の灯りを確保する。
- ・市からの情報や電力会社のウェブサイト、災害情報のアプリ等で復旧までにかかる時間を確認する。 等

### ■屋外にいるとき

- ・信号機の灯火が消えている交差点等では、安全確認を十分に行いながら進行する。
- ・歩いて避難する場合は、車が多い交差点はできるだけ避ける。
- ・夜道は危険なのでなるべく歩かない。
- ・断線した電線に近づかず決して触れない。 等

## (5) 倒木対策

市は、市管理施設敷地内や街路上の倒木を予防するため、倒木の危険性のある樹木を調査し、必要に応じて伐採等の措置を講じる。

また、森林所有者等は、倒木による電線の破線を避けるため、枝打ち、間伐、伐採等の励行を図る。

## (6) 東京電力パワーグリッド(株)の措置

東京電力パワーグリッド(株)は、大規模停電災害の発生に備え、次の措置を講ずるものとする。

### ア 防災知識の普及啓発

ウェブサイト上に、市民等に向けた緊急時の対応に関する情報を提供するとともに、市と連携を図り、市ウェブサイト等により、市民等に向けた大規模停電時の対応等の防災知識の普及啓発を図る。

### イ 防災訓練の実施

独自の防災訓練の実施はもとより、大規模停電災害を想定した市、県が実施する防災訓練に参加するなど、防災関係機関との連携強化を図る。

### ウ 電力設備の整備促進

電力設備の防災対策等を実施し、安全性・信頼性の向上を計画的・総合的に実施する。

## 3 応急対策計画

### (1) 応急活動体制

#### ア 市

市長は、大規模停電災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る応急対策を実施する。

市における配備基準は、「本編 第1章 第2節 活動体制 1 配備基準」のとおりとする。

#### イ 防災関係機関

防災関係機関の長は、大規模停電災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携を図りながら、その所管に係る応急対策を実施する。

#### ウ 東京電力パワーグリッド(株)

東京電力パワーグリッド(株)は、大規模停電災害が発生した場合、速やかに市、県及び防災関係機関に状況を報告するとともに、「震災編 第3章 第14節 ライフライン関連施設等の応急復旧」又は「風水害等編 第3章 第14節 ライフライン関連施設等の応急復旧」に定めるところにより応急対策を実施する。

### (2) 情報の収集・伝達

#### ア 市

市は、市域において大規模停電災害が発生又は発生おそれがあるときには、本計画の定めるところにより、速やかに停電状況や被害状況を取りまとめ、県に報告する。

#### イ 東京電力パワーグリッド(株)

東京電力パワーグリッド(株)は、大規模停電災害が発生した場合、市、県及び防災関係機関に停電状況等を連絡するとともに、ホームページ上への情報公開に努める。また、停電の復旧時期について可能な限り正確に見極め、公表するよう努める。

### (3) 通信手段の確保

市及び防災関係機関は、非常用電源を配備することにより、業務の継続性を確保するとともに、電源設備の故障等に備え、複数の通信手段の確保に努める。

### (4) 石油類燃料の供給対策

市は、大規模停電災害時の応急対策への燃料不足による支障を避けるため、千葉県石油商業組合香取支部及び千葉県石油商業組合佐原支部と締結した石油類燃料の供給に係る協定に基づく供給やタンクローリー、ドラム缶等による供給を県に要請し、確保に努める。

### (5) 災害広報

市は、災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、市民等に対して行う災害広報は、「震災編 第3章 第2節 情報収集・伝達体制」又は「風水害等編 第3章 第2節 情報収集・伝達体制」の定めによるほか、市民等への広報は、概ね次のような項目について行う。

## 広報内容

- ・ 停電の状況及び停電に伴う災害の状況
- ・ 関係機関の災害応急対策に関する情報
- ・ 停電の復旧の見通し
- ・ 給水所や避難所の開設状況
- ・ 停電時における注意事項 等

### (6) 市民生活の安全確保

市は、長期にわたり停電が予想される場合には、早急に次のような対策を実施する。

#### ア 避難対策

市は、大規模停電災害により市民等の生命及び身体の安全・確保を図るため、必要がある場合は、「震災編 第3章 第3節 避難計画」又は「風水害等編 第3章 第3節 避難計画」の定めるところにより、避難所の開設や避難誘導等を実施する。

#### イ 消防・救急・救助活動

消防・救急・救助活動については、「震災編 第3章 第5節 消防・救助供給活動・医療救護活動」又は「風水害等編 第3章 第5節 消防・救助救急活動・医療救護活動」の定めによるものとし、特に関係機関の連携による警戒パトロールや火災発生に対する迅速な消火活動、停電地区での通電火災の注意喚起、医療機関との連携による円滑な救急搬送等に努める。

#### ウ 緊急的な電力供給

市は、電源を喪失した防災関係機関、医療・福祉施設、避難施設等のうち電源車の配備先を検討し、「災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定」に基づき、県へ要請する。

#### エ 給水支援

飲料水の供給については、「震災編 第3章 第7節 救援物資供給活動 1 応急給水」又は「風水害等編 第3章 第7節 救援物資供給活動 1 応急給水」における対応に準じる。

#### オ 入浴支援

市は、入浴支援に当たり、自衛隊に仮設風呂の開設を要請するほか、民間の入浴施設の開設を要請することを検討する。

### (7) 自衛隊派遣要請

市は、停電による災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、「震災編 第3章 第9節 自衛隊への災害派遣要請」又は「風水害等編 第3章 第9節 自衛隊への災害派遣要請」の定めにより、自衛隊の災害派遣を要請する。

### (8) 広域応援

市は、停電による災害の規模により、市単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「震災編 第3章 第8節 広域応援の要請」又は「風水害等編 第3章 第8節 広域応援の要請」の定めにより、県、他の市町村、他の消防本部等へ応援を要請する。

## 第8節 放射性物質災害対策計画

### 1 基本方針

本市及び県には「原子力災害対策特別措置法」に規定される原子力事業所は存在しないが、医療機関及び試験研究機関等の放射性同位元素等使用事業所のほか、県内には核燃料物質使用事業所や核原料物質使用事業所が存在している。

また、隣接する地域には、臨界事故等の発生を想定し対策を検討すべき施設が存在する。

これらの核燃料物質等又は放射性同位元素等（以下「放射性物質」という。）の取り扱いや原子力艦寄港の状況を把握することは、国の所掌事項であり、市は放射性物質の規制に関して法的権限を有していない。

しかし、放射性物質事故による影響の甚大性を考慮し、放射性物質取扱事業所等及び防災関係機関の予防対策、応急対策について定める。

なお、放射性物質事故対策については、現在、国等において各種の対策を検討しているため、今後もそれらの動向を踏まえ本計画を修正するものとする。

※原子力事業所：原災法第2条第4号に規定する工場又は事業所をいう。

※放射性同位元素等使用事業所：放射性同位元素等の規制に関する法律第3条第1項の規定により、使用の許可を受けている工場又は事業所、同法第3条の2第1項の規定により、使用の届出をしている工場又は事業所をいう。

※核燃料物質使用事業所：核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第52条の規定により、使用の許可を受けている工場又は事業所をいう。

※核原料物質使用事業所：核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第57条の8の規定により、使用の届出をしている工場又は事業所をいう。

※放射性物質取扱事業所：原災法に規定される原子力事業所をはじめ、放射性物質を取り扱う事業所全般をいう。

### 2 放射性物質事故の想定

県地域防災計画をもとに、放射性物質事故を次のように想定する。

県内の放射性物質取扱事業所で取り扱っている核燃料物質の種類及び量から、これらの事業所において、大量の放射線が放出される事故の可能性はないことから、地震、津波、火災等の自然災害等に起因する事故を想定する。

また、核燃料物質の運搬に伴う事故については、陸上輸送中の車両接触事故等により格納容器が破損し、放射性物質が放出されることなどを想定する。

さらに、茨城県等に立地している原災法に規定される原子力事業所については、地震、津波、火災、人為的ミス等による事故等を想定する。

原子力艦については、県外の原子力事業所の事故と同様に地震、津波、火災、人為的ミス等による事故等を想定する。

### 3 放射性物質事故予防対策

#### (1) 放射性物質取扱施設の把握

市及び消防本部は、放射性物質に係る防災対策を迅速かつ的確に行うため、放射性物質取扱事業所の所在地及び取扱物質の種類等の把握に努めるものとする。

#### (2) 情報の収集・連絡体制の整備

市は、県、国、警察、消防本部、放射性物質取扱事業者等の関係機関との間における情報の収集・連絡体制を整備するものとする。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制とする。

#### (3) 退避誘導體制の整備

市は、県内外の放射性物質事故発生時に適切な退避誘導を図れるよう、平時から地域住民及び自主防災組織等の協力を得て、退避誘導體制の整備に努めるものとする。

また、要配慮者及び一時滞在者を適切に退避誘導し、安否確認を行うため、平時より要配慮者に関する情報の把握・共有、退避誘導體制の整備に努めるものとする。

なお、放射線の影響を受けやすい乳幼児等については十分配慮するものとする。

#### (4) 防護資機材等の整備

県、市、警察、消防本部及び核燃料物質使用事業所の事業者は、核燃料物質事故の応急対策に従事する者が必要とする防護服や防塵マスク等の防護資機材、また、放射線測定器等の整備に努めるものとする。

また、核燃料物質による汚染の拡大防止と除染のための資機材及び体制の整備に努めるものとする。

#### (5) 防災教育等

市及び県は、応急対策活動の円滑な実施を図るため、必要に応じて防災関係職員に対し、放射性物質事故に関する教育を実施するものとする。

また、市及び県は、放射性物質事故の特殊性を考慮し、市民に対して平時から放射性物質事故に関する知識の普及を図るものとする。

### 4 放射性物質事故応急対策

#### (1) 情報の収集・伝達体制

##### ア 県内の放射性物質取扱事業所における事故に係る情報の収集・連絡

放射性物質取扱事業所の事業者は、何らかの要因により、周辺環境に影響を及ぼす放射性物質の漏洩等の事故が発生した場合、又は周辺環境に影響を及ぼすおそれのある場合には速やかに次の事項について、市、県、警察、消防本部及び国の関係機関に通報するものとする。

また、事故情報等については、随時、連絡を行うものとする。

(ア) 事故発生時刻

(イ) 事故発生場所及び施設

(ウ) 事故の状況

- (エ) 放射性物質の放出に関する情報
- (オ) 予想される被害の範囲、程度等
- (カ) その他必要と認める事項

イ 県内の放射性物質の事業所外運搬中の事故に係る情報の収集・連絡

原災法に規定される原子力防災管理者は、県内における核燃料物質の運搬中の事故による特定事象（原災法第10条第1項の規定により通報すべき事象）発見後又は発見の通報を受けた場合は、直ちに市、県、警察、消防本部及び国の関係機関に通報するものとする。

ウ 県外の原子力事業所及び原子力艦事故に係る情報の収集・連絡

原災法第15条の規定による原子力緊急事態宣言が内閣総理大臣から発出された場合、又は「原子力艦の原子力災害対策マニュアル（平成16年8月25日中央防災会議主事会議申合せ）」に基づく原子力艦緊急事態が国から発表された場合は、県、国や事故の所在都道府県等から情報収集を迅速に行うものとする。

エ 未確認の放射性物質が発見された場合の連絡

未確認の放射性物質が発見された場合は、発見者は文部科学省に速やかに通報するものとする。

**(2) 放射性物質事故応急対策本部・災害対策本部の設置**

市は、必要に応じて放射性物質事故応急対策本部又は災害対策本部を設置するものとする。なお、市における配備基準は、「本編 第1章 第2節 活動体制 1 配備基準」のとおりとする。

**(3) 避難等の防護対策**

市は、県から緊急時における環境放射線モニタリング等活動の結果等、必要な情報の提供を受けるものとする。

また、環境放射線モニタリング結果等から、原子力規制委員会が定める原子力災害対策指針「O I L (Operational Intervention Level) と防護措置について」に該当すると認められる場合に、放射性物質の放出に伴う放射線被ばくから地域住民を防護するため、状況に応じて、市民に対し「屋内退避」又は「避難」の措置を講ずるものとする。

参考：原子力災害対策指針「OILと防護措置について」

	基準の種類	基準の概要	初期設定値 ※1			防護措置の概要
緊急防護措置	O I L 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 $\mu$ Sv/h (地上1 mで計測した場合の空間放射線量率 ※2)			数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
	O I L 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	$\beta$ 線：40,000cpm ※3 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)  $\beta$ 線：13,000cpm ※4【1か月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)			避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染を実施。
早期防護措置	O I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物※5の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 $\mu$ Sv/h (地上1 mで計測した場合の空間放射線量率 ※2)			1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施。
飲食物摂取制限 ※9	飲食物に係るスクリーニング基準	O I L 6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 $\mu$ Sv/h ※6 (地上1 mで計測した場合の空間放射線量率 ※2)			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
	O I L 6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種 ※7	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。
			放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg ※8	
			放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
			プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	
		ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg		

- ※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるOILの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはOILの初期設定値は改定される。
- ※2 本値は地上1 mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1 mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。
- O I L 1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がO I L 1の基準値を超えた場合、O I L 2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がO I L 2の基準値を超えたときから起算しておおむね1日が経過した時点の空間放射線量率（1時間値）がO I L 2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。
- ※3 我が国において広く用いられている $\beta$ 線の入射窓面積が20 cm<sup>2</sup>の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bq/cm<sup>2</sup>相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。
- ※4 ※3と同様、表面汚染密度は約40Bq/cm<sup>2</sup>相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。
- ※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により、直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。
- ※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。
- ※7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEAのGSG-2におけるO I L 6を参考として数値を設定する。

※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。

※9 IAEAでは、飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間の暫定的な飲食物摂取制限の実施及び当該測定の対象の決定に係る基準であるOIL3等を設定しているが、我が国では、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

#### (4) 広報相談活動

市は、放射性物質事故が発生した場合、県等の実施した環境放射線モニタリング結果等の情報を迅速かつ的確に広報するとともに、必要に応じ市民等からの問い合わせに係る窓口を設置し、広報相談活動を行うものとする。

ア 情報の伝達は、防災行政無線、広報車、市ウェブサイト等により行うものとする。

イ 市民等（外国人を含む）からの問い合わせ、相談、要望、苦情等に対応するため、必要に応じ特別対応窓口等を開設するものとする。

#### (5) 飲料水及び飲食物の摂取制限等

市及び県は、市民の内部被ばくに対処するため、国の指示、指導又は助言に基づき、放射性物質により汚染され又は汚染のおそれのある飲料水及び飲食物の摂取の制限、農林水産物の出荷の制限、また法令に基づき、食品の廃棄・回収等の必要な措置を行うものとする。

#### 参考 食品衛生法に基づく放射性セシウムの基準

対 象	放射性セシウム（セシウム 134 及びセシウム 137）
飲料水	10 ベクレル/キログラム
牛乳	50 ベクレル/キログラム
乳児用食品	50 ベクレル/キログラム
一般食品	100 ベクレル/キログラム

#### (6) 消防活動

放射性物質取扱事業所において火災が発生した場合においては、当該事業者は従事者の安全を確保するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

消防本部においては、当該事業者からの情報や専門家等の意見をもとに、消火活動方法を決定するとともに、安全性の確保に努め迅速に消火活動を行うものとする。

#### (7) 広域避難者の支援要請又は受入れ

市は、市町村や都道府県の区域を越える被災者の広域避難に関する支援要請又は受入れに係る手続きについて、県と協力し円滑に行うものとする。

ア 県内市町村間における広域避難者の受入れ等

市は、市町村の区域を越えて広域的な避難をすることが必要となる場合には、当該広域避難を要する被災者の受入れについて、他の市町村長に協議するものとし、協議を受けた市町村は同時被災等受入れを行うことが困難な場合を除き、当該被災者を受入れるものとする。この場合、県は、被災市町村の要請があった場合には、受入れ先市町村の選定や紹介等の調整を行うものとする。

イ 都道府県域を越える広域避難者の受入れ等

市は、県域を越えて広域的な避難をすることが必要となる場合には、県を通じて他の都道府県に対して受入れを要請するなどの協議を行うものとする。この場合、協議先の都道府県の選定に際して必要な場合には、県は国を通じて、相手方都道府県の紹介を受けるものとする。

## 第9節 火山噴火災害対策計画

### 1 基本方針

火山の噴火災害では、降ってくる噴石による災害や溶岩流による災害の対策が必要となるが、本市では対象となる火山はない。しかしながら、富士山が噴火した場合に、大量の降灰が予想され、これによる災害の発生が懸念される。

本市において、富士山の噴火による被害は1707年（宝永噴火）以降ないが、1300年間に10回の大規模噴火が起きていることから、富士山の噴火を想定した災害対策を講じるものとする。

### 2 噴火の想定

本市は富士山から直線距離で約170km離れていることや過去の履歴からマグマや有毒ガス、火山弾等での災害はないものの、噴火時に強い偏西風が吹いている場合に、降灰における被害が想定される。

降灰量は、宝永4年（1707年）に起きた富士山噴火による本市域への降灰量は0.5cm～2cmであったとされており、同様の降灰量があった場合、降灰0cm以上で航空機運航不能、0.5cm以上で道路通行不能、1cm以上で停電・断水、2cm以上では健康障害といった被害発生が想定され、その他、作物等への影響も甚大になると想定される。

### 3 降灰の応急対策

#### （1）市の活動体制

市は、気象庁等発表による噴火警報・予報等の情報を得た場合、災害警戒本部及び災害対策本部を設置し、関係機関との情報収集・連絡体制の整備を図る。

なお、この計画に定められていない事項については風水害等編の定めによるものとする。

#### （2）市民等周知

市は、防災行政無線、広報車、メール配信等により、屋内への避難と火山灰を吸引しないよう呼びかけ、各学校・幼稚園・保育所（園）へも別途連絡すると同時に、児童・生徒等を各施設の避難誘導マニュアルに従い、保護者への引き渡し時期を学校長等が判断した上で対応するよう指示する。

#### （3）防災関係機関との連携体制

市は、関係団体と連絡調整を行い、降灰が収まり始めたら、ライフライン確保のため、即対応できるよう確認する。

#### （4）避難施設の退避誘導等

災害時には、指定緊急避難場所及び指定避難所の開設や退避している市民及び帰宅困難者への対応について、風水害等編に準じて実施するものとする。

#### (5) 上下水道施設

上下水道施設において、上屋の無い池に降灰が降ると、池内で固着し機械に多大な影響を与えるおそれがあり、また、生物処理を行っている下水道施設では活性汚泥が死滅し、いずれも復旧に長期間を要することになる。このため、降灰が直接池に降り注がないようシートで覆蓋するなど、適切な応急対応を行うものとする。

#### 4 復旧計画

降灰の収集については、市が全体の集積場所（市の未利用地を利用）を至急設定し、国県道は国及び県が、主要市道は建設水道部が収集、その他市道の降灰除去は市民との協働により、宅地内の降灰は、市民自らがその除去に努め、除去した降灰は市の指定する一時集積場所に集積し、市がこれを収集するものとする。